



労働政策研究報告書 No. 157-2

2013

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

現代先進諸国の労働協約システム
— ドイツ・フランスの産業別協約 —
(第2巻 フランス編)

労働政策研究・研修機構

現代先進諸国の労働協約システム
— ドイツ・フランスの産業別協約 —
(第2巻 フランス編)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

執筆担当者

氏名

所属

執筆巻

やまもと ようた
山本 陽大

労働政策研究・研修機構研究員

第1巻

ほそかわ りょう
細川 良

労働政策研究・研修機構研究員

第2巻

目 次

はじめに	1
1 研究の目的	1
2 研究の対象と方法	2
第1章 フランスの産業別労働協約システムの歴史と法制度	3
第1節 歴史	3
1 フランスの労働協約の起源またはその萌芽と1919年法	3
(1) 「労働協約」の起源またはその萌芽	3
(2) 1919年法以前の労働協約に対する判例の態度	4
(3) 1919年法	5
(4) 「職業組合」としての労働組合の誕生	5
(5) 労働組合の連合体の形成	6
ア 地方および県単位の労働取引所における組合	6
イ 職種別連合・産業別連合	7
ウ 労働層同盟 (CGT) の結成	7
(ア) CGT のイデオロギー的特徴	7
エ フランス・キリスト教労働者同盟 (CFTC) の結成	8
2 1936年法—労働協約の拡張適用システムの導入	9
(1) 1919年法下の労働協約	9
(2) マティニョン協定	9
(3) 1936年法	10
(4) 1919年法から1936年法における労働組合運動の状況	11
3 1950年法～1966年のアレテー労働協約システムおよび五大労組体制の確立	12
(1) 1936年法の停止	12
(2) 1946年法	12
(3) 1950年法	13
(4) 労働組合の分裂	15
ア CGT の分裂	15
イ 管理職労組 CGC-CFE の結成	15
ウ CFTC の分裂	16
(5) 五大労組の成立	16
4 1971年法～現在—企業別団体交渉の導入・促進	17
(1) 1971年法および1982年法	17

c	協定の締結まで年次交渉義務が生じる事項	33
d	大企業またはグループ企業において3年毎に交渉が義務付けられる事項	33
(2)	交渉手続	34
ア	情報提供義務	34
イ	交渉参加者に対する補償	34
ウ	交渉の合意および決裂の場合の取扱い	34
(3)	労働協約の要式	35
ア	書面性	35
イ	届出および掲示による公示	35
ウ	労働者に対する情報提供	36
エ	承認	36
4	労働協約の適用	37
(1)	労働協約の規定による適用範囲の定め	37
(2)	使用者に起因する労働協約の適用範囲の修正	37
ア	使用者組織の加入	38
イ	使用者組織への一使用者の加入	38
ウ	使用者の使用者団体からの脱退	39
エ	複数の事業活動を営む使用者における労働協約の適用	39
(ア)	「主たる事業活動」の基準	39
(イ)	「自律した事業所における区別可能な事業活動」の基準	40
オ	事業活動の変更	41
カ	地理的適用範囲	41
キ	使用者の加入	42
ク	加入を伴わない自発的適用	42
(3)	協約の競合	43
(4)	産業別労働協約の拡張適用	44
ア	実体的要件	44
イ	手続的要件	45
(5)	労働協約の拡大適用	46
5	労働協約の効力とその履行確保	46
(1)	労働協約の効力	46
ア	即時効	47
イ	強行的効力	47
ウ	直律的効力	48

(2) 労働協約の不履行に対する制裁	49
ア 民事上の制裁	49
(ア) 団体訴権	49
a 協約の他方当事者に対する訴え	49
b 組織の構成員に対する訴え	50
c 協約の署名当事者に所属する者に対する訴え	50
(イ) 個別の訴え	50
イ 刑事上の制裁	51
(ア) 労働監督官の監督権限	51
(イ) 賃金に関する犯罪	51
(ウ) 適用除外規定にかかる協約条項違反	52
6 労働協約の改訂・破棄通告	52
(1) 期間の定めのない労働協約	52
ア 改訂	52
イ 破棄通告	53
(ア) 使用者側あるいは労働者側の署名者の全てから発せられた破棄通告	54
(イ) 一部の署名者による破棄通告	55
a 協約の適用範囲に影響を与えない場合	55
b 協約の適用範囲に影響を与える場合	55
ウ 再検討	56
(2) 期間の定めのある労働協約	56
第2章 フランスの産業別労働協約システムの現在	58
第1節 フランスの産業別労働協約システムの状況	58
1 フランスの労働協約システムの特徴	58
2 産業部門別協約・交渉の概況	60
3 産業部門別交渉・協約にかかる行政の機能	63
4 産業別労働協約と企業別協定との関係	64
(1) 企業レベルの交渉の実態	64
(2) 産業部門別協約（交渉）と企業別協定（交渉）との関係	64
5 フィヨン法および2008年法改正とその影響	65
(1) フィヨン法改正の経緯	65
(2) フィヨン法および2008年法の影響	67
ア 2004年以降の部門別交渉・協約の概況	67
イ フィヨン法以降の産業部門別協約に対する適用除外制度の利用実態	69

6	2011年における産業部門別交渉・協定の概況	72
7	全国職協定の機能	75
8	今後についての若干の展望	77
第2節	フランスの産業別労働協約の実際	78
1	フランス銀行業労働協約	79
	(1) 銀行業全国労働協約 (La Convention Collective Nationale de la Banque)	79
	第1編 一般的規定	84
	第1条 適用領域	84
	第2条 期間	84
	第3条 加入	84
	第4条 労働協約の展開の方式	85
	第5条 移行の様式	86
	第2編 労使対話	86
	第1章 銀行業同数委員会および雇用全国同数委員会	86
	第6条 委員会の権限	86
	第7条 一般的機構	86
	第8条 運営	87
	第9条 同数委員会に参加する労働者についての補償	91
	第2章 組合の権利および従業員代表制度	92
	第10条 組合の自由	92
	第11条 欠勤許可	93
	第12条 労働組合専従職員休暇	96
	第13条 従業員代表委員	96
	第14条 企業委員会および事業所委員会	97
	第15条 中央企業委員会	97
	第16条 労働条件安全衛生委員会 (CHSCT)	98
	第17条 職業上の復帰	98
	第3編 労働契約	98
	第1章 採用—試用期間	98
	第18条 採用	98
	第19条 試用期間	99
	第2章 特別な労働契約	100
	第20条 バカンス補足契約	100
	第21条 (留保)	100

第3章 一般原則および職業倫理	100
第 22 条 思想信条の自由	100
第 23 条 非差別および職業上の平等	101
第 24 条 職業倫理の原則	101
第4章 制裁	102
第 25 条 制裁	102
第5章 労働契約の破棄	103
第 26 条 懲戒でない理由に基づく解雇	103
第 27 条 懲戒解雇	104
第 28 条 有罪判決の場合の解雇	105
第 29 条 経済的理由による解雇	105
第 30 条 予告	108
第 31 条 任意引退	109
第 32 条 引退措置	110
第 4 編 人的資源管理	111
第1章 格付け	111
第 33 条 格付け表	111
第 34 条 対応一覧表	115
第 35 条 基準職種	115
第2章 評価	115
第 36 条 評価	115
第3章 異動	116
第 37 条 異動	116
第4章 職業教育	117
第 38 条 職業教育	117
第 5 編 報酬	118
第1章 産業部門レベルにおける賃金規程	118
第 39 条 基礎賃金の支払および構成	118
第 40 条 協約最低賃金	118
第 41 条 個別的賃金保障	119
第 42 条 産業部門別年次交渉	120
第 43 条 資格免状手当	121
第 44 条 交通手当	121
第 45 条 各種の補償金	121
第2章 企業レベルにおける適用の要式	121

第 46 条	適用についての原則	122
第 47 条	賃金の支払の様式	122
第 48 条	賃金上の措置	122
第 6 編	参加	122
第 49 条	成果への労働者の参加	122
第 7 編	社会的保障	123
第 50 条	社会的保障の実施	123
第 1 章	母子関係－養子縁組関係	123
第 51 条	母子関係	123
第 52 条	養子縁組関係	124
第 53 条	各種規定	125
第 2 章	病気	126
第 54 条	病気	126
第 55 条	治療目的パートタイム	128
第 56 条	長期間の病気	128
第 57 条	無報酬の病気または温泉治療のための休暇	128
第 3 章	廃疾	128
第 58 条	廃疾	128
第 4 章	特別休暇	129
第 59 条	家族的出来事のための欠勤	129
第 60 条	労働者の家族の一員の病気のための欠勤許可	130
第 8 編	労働時間～2001 年 5 月 29 日の付加文書	131
第 1 章	労働時間	131
第 61 条	実労働時間	131
第 62 条	超過勤務時間および代償休日	131
第 63 条	労働時間の割当	132
第 2 章	有給休暇	132
第 64 条	有給休暇の権利	132
第 65 条	参照期間－権利の獲得	133
第 66 条	休暇におけるスタート順位－休暇の取得	133
第 3 章	祝日	134
第 67 条	原則	134
第 68 条	適用措置	134
付属文書 I	「第 1 編 一般的規定」 関連－移行の要式	135
付属文書 II	「第 3 編 労働契約」 関連－内部不服申立同数委員会	137

付属文書Ⅲ	「第4編 人的資源管理」関連一用語集……………	139
付属文書Ⅳ	「第4編 人的資源管理 第1章 格付け」関連 —協約上の新旧一覧表の間の対応表……………	141
付属文書Ⅴ	「第4編 人的資源管理 第1章 格付け」関連—基準職種…	142
付属文書Ⅵ	「第5編 報酬」関連 —2011年4月1日付勤続年数外部門別最低賃金一覧表…	147
付属文書Ⅶ	「第5編 報酬」関連 —2011年4月1日付、勤続年数対応部門別最低賃金 —一覧表……………	148
付属文書Ⅷ	「第5編 報酬」関連 —2011年4月1日付、勤続年数対応個別的賃金保障 (第41条)についての参照一覧表……………	149
付属文書Ⅸ	「第5編 報酬」関連—交通手当……………	150
付属文書Ⅹ	「第5編 報酬」関連 —第45条(各種の補償金)の適用についての参照……………	151
(2)	銀行業同数委員会内規……………	152
(3)	2001年9月3日の資格免状手当に関する協定……………	154
(4)	2001年5月29日の労働時間の調整および削減協定……………	155
	第1条 適用領域……………	155
	第2条 規定の構造……………	155
	第1章 労働時間削減の編成……………	155
	第3条 労働時間の年間時間……………	156
	第4条 労働時間および報酬……………	157
	第2章 管理職に対する特別な規定……………	157
	第5条 組み込まれた管理職に関する規定……………	157
	第6条 自律的管理職に固有の規定……………	158
	第3章 変形労働時間制……………	159
	第7条 経済的および社会的要件……………	159
	第8条 関係する事業活動……………	160
	第9条 労働時間の算定期間……………	160
	第10条 労働時間の目安および配分計画……………	160
	第11条 労働時間変更予告期間……………	161
	第12条 期間の定めのある労働契約および派遣労働……………	161
	第13条 変形労働時間制において考慮に入れられない時間についての 部分的失業を用いる要件……………	161

第 14 条	報酬	161
第 15 条	参照年の全体の間就労しなかった労働者の報酬および代償 休日の権利	161
第 16 条	適切性確認同数委員会	162
第 4 章	有給休暇積立口座	162
第 17 条	有給休暇積立口座の開設	162
第 18 条	有給休暇積立口座の補給	163
第 19 条	口座の使用	163
第 20 条	休暇の補償	163
第 21 条	キャリア終了休暇を除く長期休暇後の復帰の条件	164
第 22 条	休暇の権利の使用の放棄	164
第 23 条	積立の振替	164
付属文書 I	労働法典 (新) L.3121-38 条になった労働法典 (旧) L.212-15-3 条に基づいて定めるカテゴリー	166
付属文書 II	「自律的管理職」関連—毎週 5 日または半日単位×10 回 就労する労働者についての年単位のみなしの個別的合意 文書の例	167
付属文書 III	「変形労働時間制」関連—適切性確認同数委員会	168
	2001 年 5 月 29 日の労働時間の調整および削減協定第 2 章 6-2 条に ついての付加文書	169
(5)	銀行職種の退職年金についての 2005 年 2 月 25 日の協定	170
	第 1 条 適用領域	171
	第 2 条 目的	171
	第 1 章 共通規定	171
	第 3 条 銀行の補足	171
	第 4 条 未精算の銀行の補足の変換	172
	第 5 条 一時金払い	173
	第 6 条 社会保障法典 L.351-1-1 条および L.351-1-3 条に基づく 60 歳前 の減額による退職年金の受給者	174
	第 7 条 共同基金の廃止	174
	第 8 条 退職年金技術集団同数委員会	174
	第 2 章 CRPB および CRPB DOM に適用される規定	174
	第 9 条 CRPB および CRPB DOM の地位の変更	174
	第 10 条 CRPB および CRPB DOM の支出負担の評価	175
	第 11 条 第 4 条を CRPB および CRPB DOM に適用する特別な条件	175

第 12 条	CRPB および CRPB DOM の資産の移転	175
第 13 条	CRPB への銀行の退職年金金庫の払込	176
第 14 条	CRPB および CRPB DOM の資産の最終的な移転	176
第 3 章	最終規定	176
第 15 条	期限、修正、破棄通告	176
第 3 条付属文書	退職年金の補足	178
(6)	引退措置に関する 2005 年 3 月 29 日の協定	179
	序文	179
第 1 条	適用領域	179
第 2 条	65 歳前の引退措置	179
第 3 条	条件および代償措置	179
第 4 条	本協定の発効の端緒、期限、および継続	181
第 5 条	協定の適用条件	181
(7)	2000 年 1 月 10 日の銀行業労働協約の 8-2 条：	
	《不服申立》組織を修正する 2007 年 5 月 29 日の協定	184
(8)	2008 年 11 月 24 日の 2008 年賃金協定	185
	序	185
第 1 条	最低賃金についての措置	185
第 2 条	個別的賃金保障 (GSI) の実施	186
第 3 条	資格免状手当に関する措置	186
第 4 条	銀行業における男性と女性の間の職業上の平等のための措置	186
第 5 条	人的資源管理に関する措置	187
第 6 条	協定の期限	188
(9)	銀行業労働協約第 54 条—病気—についての 2009 年 10 月 26 日の付加 文書	189
(10)	銀行業労働協約付属文書 V を修正する 2010 年 3 月 8 日の協定	191
(11)	銀行業労働協約第 59 条についての 2010 年 9 月 26 日の付加文書	198
(12)	銀行業《承認》同数委員会の設置に関する 2010 年 9 月 27 日の協定	200
(13)	2011 年 1 月 31 日の賃金協定	204
第 1 条	最低賃金についての措置：増額および新たな最低賃金の創設	204
第 2 条	個別的賃金保障 (GSI) の実施	204
第 3 条	銀行業における男性と女性の間の職業上の平等のための措置	204
第 4 条	その他の規定	205
第 5 条	協定の発効および期限	205
	付属文書 VI 関連—2011 年 4 月 1 日付、勤続年数外部門別年最低賃金	

	一覧表	206
	付属文書Ⅶ関連—2011年4月1日付、勤続年数対応部門別年最低賃金 一覧表	207
	付属文書Ⅷ関連—2011年4月1日付、勤続年数対応個別的賃金保障 (第41条)についての参照一覧表	208
2	金属産業における労働協約	209
	(1) パリ地方金属・機械及び関連産業の地域的労働協約	209
	前文	209
	総則	209
	第1条 適用範囲	209
	第2条 期間、破棄通告、改定	210
	第3条 団結権および思想信条の自由	211
	第4条 欠勤許可	211
	第5条 掲示板	211
	第6条 労使同数委員会	212
	第7条 従業員代表委員の数	212
	第8条 選挙の準備	213
	第9条 投票所事務局	213
	第10条 投票の組織	214
	第11条 企業委員会	214
	第12条 雇入れ	215
	第13条 職階別年間保証収入および最低賃金	215
	第14条 労働時間	215
	第15条 有給休暇	215
	第16条 安全衛生	216
	第17条 (削除)	
	第18条 集団的紛争—斡旋	216
	第19条 既得の利益	217
	第20条 協約の届出	217
	第21条 適用日	217
	(2) 1954年7月16日の修正労働協約の月給制に関する追加協定の付属文書	218
	(3) パリ地域金属、機械および関連産業労働協約の2007年12月7日の 追加協定	235
	(4) 金属産業労働協約の職務等級別最低報酬に関する1983年7月13日	

の全国協定	237
第1条 適用範囲	237
第2条 職務等級別最低報酬額の地域別確定	237
第3条 実質報酬保証金の地域別確定	237
第4条 地域別実質報酬保証金を受ける労働者	238
第5条 地域別実質報酬保証金の適用	238
(5) 金属産業における労働時間に関する1982年2月23日の全国協定	239
第3章 総括	242
【資料】 フランス労働法典（抜粋）	247
適用対象労働者数5,000人以上の産業部門別労働協約一覧	286
統計情報用労働協約分類	292
フランス金属産業地域別最低賃金一覧表	311
【聴き取り対象者】	322
【参考文献】	324